

2号議員とは

会員が、業種ごとにそれぞれ所属している次の7つの部会の部会員から選任された議員で、業種別代表という性格が強い議員です。

- ① 一般商業部会
- ② 食品商業部会
- ③ 工業部会
- ④ 金融・不動産部会
- ⑤ サービス部会
- ⑥ 建設部会
- ⑦ 運輸・通信部会

○2号議員の選任方法

各部会において会議を招集し、議員選挙・選任規約に基づき、各部会に割り当てられた定数の議員を選任します。割当数は、令和4年8月25日現在会費を納入された各部会員数とその部会員の会費口数を勘案して決定され、一部の業種に偏らないようになっています。

部会は会員の皆さんの声が届く大切な場所です！

商工会議所の運営を支え、事業活動の推進力となるのが会員の皆さん



置いており、会員はそれぞれの部会に所属します。

部会では、部会単位での講習会や視察研修会が開催され、貴重な知識や情報を得ることができます。また、会員が直接商工会議所に対して意見を述べる場所でもあり、部会の決議は常議員会の承認を得て、商工会議所の意見となりますので、ぜひご出席ください。

3号議員とは

会頭が、常議員会の同意を得て会員の中から選任する議員で、議員構成が業種・業態・地域などを網羅するとともに、商工会議所が事業を推進するうえで必要な商工業者が選ばれます。

選挙・選任スケジュール

議員の選挙及び選任に関する規約に基づき、選挙委員会が令和4年5月13日付けで設置され、選挙及び選任の施行と選挙の日程を定めました。

そして、6月1日開催の常議員会で諮り、議員選挙・選任日程が次のとおり承認されました。

- 【選挙委員】
- ・委員長 加茂 保明
(加古川商工会議所 専務理事)
 - ・委員 小田 徳行
(小田不動産 代表者)
 - ・委員 立花 政則
(たちはな呉服店 店主)
- (委嘱期間…令和4年5月13日
～令和5年5月12日)

選挙期日の50日前の令和4年8月25日には、現在の会員並びに特定商工業者による選挙人名簿の調整が行われ、その後3号議員、2号議員、1号議員の順に議員改選が行われます。

選挙・選任に関する公告は、当所玄関前の掲示板にて告示いたしますのでぜひご覧ください。

議員選挙・選任日程

月 日	内 容
8月25日	1号議員選挙人名簿調整 (この日現在の会員(会費完納の者)並びに特定商工業者(負担金完納の者)により調整する)
8月29日	1号議員選挙人名簿の縦覧期間(9月2日まで)
9月 2日	常議員会を開催し3号議員を選任(会頭が常議員会の同意を得て選任) 2号議員の各部会割当数を報告 (8月25日現在の選挙人名簿調整日の各所属会員数並びにその部会員の会費持口数等による)
9月 5日	部会を開催し、2号議員を選任(9月12日まで)
9月 7日	3号議員が確定
9月16日	2号議員が確定
9月21日	1号議員の選挙日を告示し、立候補届出を開始
9月29日	1号議員の立候補届出を締切(17時まで)
10月 4日	1号議員立候補辞退届締切日・1号議員の立候補者が確定
10月14日	1号議員選挙投票日 (選挙人は投票場入場証持参のうえ、所定の投票用紙と交換して1号議員の選挙権を行使。 投票終了後、午後6時より開票。開票の結果は、選挙委員会を開催して1号議員の当選者を確認。)
10月19日	1号議員選挙当選人が確定
10月24日	第23期(現議員)最終の議員総会を開催
10月31日	現議員任期満了
11月 1日	新議員の任期が開始(任期は令和7年10月31日まで) 新議員による臨時議員総会を開催し、会頭、副会頭、専務理事、常議員及び監事を選任

加古川商工会議所の7部会

部会名	所属業種
一般商業	各種商品小売業、各種商品卸売業
食品商業	各種飲料品小売業、各種飲料品卸売業、飲食業
工業	製造業、鉄鋼業、印刷業、化学工業、電気・ガス業
金融・不動産業	金融業、証券業、保険業、不動産業
サービス業	サービス業全般
建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
運輸・通信業	運輸業、倉庫業、通信業、自動車整備業

**会費の納入は8月25日
までにお済ませください!**

〈議員総会の決議事項〉

下記事項については議員総会の議決を経なければなりません。●印の事項については、議員総会の議決を経て、常議員会に委任することができます。

- 定款の変更
- 解散、合併
- 会員の除名、議員の解任
- 会頭、常議員及び監事の選任および解任
- 副会頭及び専務理事の選任及び解任の同意
- 決算関係書類の承認
- 次に掲げる事項に関する規約の設定、変更、廃止
 - ・加入手続き
 - ・役員及び議員の選任及び解任に関すること
 - ・部会について必要な事項
 - ・委員会について必要な事項
 - ・使用料及び手数料に関すること
- 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- 会員及び特別会員の権利の行使の停止
- 負担金の賦課

など